

ごみ処理施設に関する 調査特別委員会調査報告書

平成24年8月9日

目次

1	調査の主旨	1
2	用語の定義	2
3	委員会の概要	2
	(1) 設置等の決議	2
	(2) 定数及び構成	2
	(3) 運営要領	3
4	調査事項	3
5	県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関するこれまでの経緯	4
6	委員会の開催状況	6
7	証人、説明員の出頭等	10
	(1) 出頭を求めた証人	10
	(2) 出席を求めた説明員	16
	(3) 出頭、証言の拒否	16
8	記録、資料の請求	17
	(1) 記録の請求（地方自治法第 100 条第 1 項）	17
	(2) 記録の提出拒否	25
	(3) 資料の請求	25
	(4) 書証	26
9	調査の内容と結果	32
	(1) ごみ処理基本計画について	32
	(2) 機種選定について	32
	(3) 発注仕様書について	37
	(4) 応札条件について	38
	(5) 年間経費内訳書について	39
	(6) 入札について	40
	(7) 性能保証に関する覚書について	41
	(8) 性能保証に関する覚書（変更）について	42
	(9) 予備性能試験について	45
	(10) 引き渡性能試験について	45
	(11) 本格稼働後の状況について	46
	(12) 補強工事について	48
	(13) 改善・改良工事について	49
	(14) 組合への指摘事項	51
	(15) 総括	52

10	調査経費	55
(1)	予算	55
(2)	決算（見込）	55
11	その他	56
(1)	弁護士への顧問事務委託	56
(2)	書記の派遣	56

資料

- 1 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議
- 2 ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を変更する決議
- 3 ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議
- 4 委員会運営要領
- 5 決算（見込）内訳

1 調査の主旨

県央県南広域環境組合ごみ処理施設は、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市の4市で構成する県央県南広域環境組合が設置し、平成17年4月から稼働しているごみ処理施設である。しかし、稼働直後からトラブルが発生し、当初計画の処理ができず、他自治体へのごみ搬送などの事態に至った。その後、補強工事、改善・改良工事により、処理能力は計画を達成できるようになったが、処理コストは計画の約2倍となっている。このような状況を踏まえ、組合議会は平成23年第3回組合定例会において、本施設の建設の経緯、また本施設について組合が支出した費用が適正といえるか、本施設が当初予定していた処理性能、コスト性能を有しているかなどについて、本特別調査委員会を設置して調査することとした。

2 用語の定義

この報告書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 組合 県央県南広域環境組合
- ② 組合議会 県央県南広域環境組合議会
- ③ 委員会 ごみ処理施設に関する調査特別委員会
- ④ JFE JFEエンジニアリング株式会社
- ⑤ 川崎製鉄 川崎製鉄株式会社
- ⑥ 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ⑦ 委員会条例 県央県南広域環境組合委員会条例（平成12年条例第1号）
- ⑧ 覚書 性能保証に関する覚書
- ⑨ 変更覚書 性能保証に関する覚書（変更）

3 委員会の概要

(1) 設置等の決議

- ① 平成23年8月22日の組合議会定例会において議決された「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議」の内容は、資料1のとおりである。
- ② 平成23年8月22日の組合議会定例会において議決された「ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を変更する決議」の内容は、資料2のとおりである。
- ③ 平成24年2月13日の組合議会定例会において議決された「ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議」の内容は、資料3のとおりである。

(2) 定数及び構成

委員定数 7名

区 分	氏 名
委 員 長	西口 雪夫
副委員長	柴田 安宣
委 員	松永 隆志

委 員	田添 政継
委 員	笠井 良三
委 員	上田 篤
委 員	町田 康則

- (3) 運営要領
資料4のとおり

4 調査事項

J F Eによる県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関する事

5 県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関するこれまで

での経緯

年月日等	内容
H11.3	「長崎県ごみ処理広域化計画」策定
H11.4.9	「県央県南広域環境組合」設立
H12.12	「見積設計図書」受理 見積業者（4社）→組合 ※川崎製鉄、新日鉄、タクマ、荏原
H14.4.15	「応札条件に係る資料」の提出依頼について 組合→見積業者（4社）
H14.5.1	「応札条件に係る回答書」 見積業者（4社）→組合
H14.8.12	第9回機種選定小委員会で「熱分解ガス化溶融炉方式」に決定
H14.8.27	平成14年第2回組合議会定例会開催、議員全員協議会に於いて、機種選定委員長より熱分解ガス化溶融炉方式への決定報告
H14.8	「発注仕様書」完成
H14.10.11	指名審査委員会に於いて、指名業者（6社）決定 川崎製鉄、新日鉄、日本鋼管、タクマ、荏原制作所、日立造船
H14.10.15	「入札指名業者への応札条件の提示」 組合→指名業者（6社）
H14.10.22	指名業者6社から組合へ年間平均経費内訳書の提出 22~30日
H14.10.30	予定価格調書作成 入札執行 ※川崎製鉄が140億円で落札
H14.11.7	平成14年第3回組合議会臨時会開催 「議案第11号工事請負契約の締結について」承認される
H14.12.2	覚書の締結（当初）
H15.12	「実施設計図書」 JFEが組合へ提出
H16.10.8	「試験運転」開始日
H16.12.4	火入れ式
H16.12.22	変更覚書の締結
H17.2.21	予備性能試験期間 17日間 H17.3.9まで
H17.3.17	引渡性能試験期間 4日間 H17.3.20まで
H17.4.1	県央県南クリーンセンター・東西リレーセンター供用開始
H17.6.27	長崎市へごみ搬送開始 H17.8.12まで 搬送量2,538t
H17.12.15	補強工事（排水処理設備）※工期 H17.12.15~H18.3.27
H18.4.10	補強工事（液体酸素貯留気化装置）※工期 H18.4.10~H18.5.31
H18.9.1	補強工事（炉下部・均質化炉制作）※工期 H18.9.1~H18.11.30

- H19.1.5 補強工事（シリカ除去装置）※工期 H19.1.5~H19.3.30
H19.6.23 改善・改良工事（3号炉）※工期 H19.6.23~H19.7.16
- H19.7.9 長崎市・菊池市へごみ搬送開始※H19.7.9~H19.10.19
長崎市 3,781 t 菊池市 405 t
- H19.10.22 改善・改良工事（2号炉）※工期 H19.10.22~H19.11.23
H20.2.8 改善・改良工事（1号炉）※工期 H20.2.8~H20.3.23
H20.8.26 平成20年第2回組合議会定例会
「訴えの提起について」全会一致で可決
- H20.9.30 JFEを相手に17年~19年度分の超過経費、約19億7,000万円を提訴し受理される。
- H21.8.18 平成21年第3回組合議会定例会 県央県南クリーンセンターのごみ処理施設の調査に関する決議の提案
賛成6名、反対6名、議長裁決で否決
- H22.2.12 平成22年第1回組合議会定例会 県央県南クリーンセンターにおける市民の知る権利の確保とガス溶融炉（JFE）サーモセレクト方式を研究するための決議及びガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の設置の提案 賛成7名、反対5名、賛成多数で可決
- H23.8.22 平成23年第3回組合議会定例会 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議の提案 賛成7名、反対5名、賛成多数で可決
- H23.8.22 第1回委員会開催 正副委員長の互選
- H24.1.19 JFEを相手に20年~22年度分の超過経費、約11億4,000万円を拡張請求
- H24.2.13 平成24年第2回組合議会定例会において、委員長による中間報告
- H24.4.11 証人尋問（第1回）
H24.4.13 証人尋問（第2回）
H24.4.18 証人尋問（第3回）
H24.4.26 証人尋問（第4回）
H24.5.8 証人尋問（第5回）
H24.5.18 証人尋問（第6回）
H24.6.4 証人尋問（第7回）
H24.8.20 平成24年第3回組合議会定例会
ごみ処理施設に関する調査特別委員会調査報告

6 委員会の開催状況

委員会は、23回（うち証人尋問7回）開催した。

平成23年度

日程	会議名	決定事項・協議内容
H23. 8. 22	平成23年第3回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・決議案第1号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議」を賛成多数により可決 ・動議「ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を変更する決議」を全会一致により可決（8名から7名へ） ・委員会条例第5条の規定により、委員7名を選任
H23. 8. 22	委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の互選
H23. 8. 30	委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の原則公開を決定 ・組合に対し記録の請求を決定 ・今後の進め方について協議 ・予算について、所要経費の予算化の依頼を決定
H23. 10. 24	委員会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士に顧問事務を依頼することを決定 ・組合提出記録の原本照合、精査 ・運営要領の制定 ・証人尋問について、組合関係者3名（吉岡氏、佐原氏及び重野氏）の証人尋問を決定 ・組合に対し記録の請求を決定
H23. 11. 4	委員会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査 ・組合に対し記録の請求を決定
H23. 11. 18	委員会（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査 ・組合に対し記録の請求を決定
H23. 11. 28	委員会（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査 ・組合に対し記録の請求を決定、併せて説明員の出席要求を決定

H23. 12. 19	委員会（第7回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査、説明員による内容の説明、質疑 ・組合に対し記録の請求を決定、併せて説明員の出席要求を決定 ・J F Eに対し記録の請求を決定
H24. 1. 12	委員会（第8回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査、説明員による内容の説明、質疑 ・組合に対し記録の請求を決定
H24. 1. 27	委員会（第9回）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合提出記録の原本照合、精査 ・J F Eに対し請求した記録に関する回答について、継続して協議することを確認 ・平成24年8月組合議会定例会において最終報告することを決定 ・平成24年2月組合議会定例会において中間報告することを決定 ・平成24年度調査経費について、2月組合議会定例会に決議案として提出することを決定
H24. 2. 13	委員会（第10回）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査特別委員会委員の定数を変更することについて協議（定数の変更なし） ・2組合月議会に決議案として提出する、平成24年度調査経費の額は、500万円以内とすることを決定
H24. 2. 13	平成24年第2回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長による中間報告 ・決議案第1号「ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議」を賛成多数により可決
H24. 2. 14	委員会（第11回）	<ul style="list-style-type: none"> ・J F Eの不提出の記録について、内容修正のうえ再度請求することを決定 ・参考資料として、J F Eが県央県南クリーンセンターと同時期に建設した他施設の現在の運転状況について、資料請求する事を決定 ・組合から提出されている記録の説明のため、説明員の出席要求を決定

H24. 2. 22	委員会 (第 12 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明員による記録内容の説明、質疑 ・組合に対し記録の請求を決定
H24. 3. 21	委員会 (第 13 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ J F E 提出記録の確認、精査 ・ 組合提出記録の原本照合、精査 ・ 証人尋問について、組合関係者 7 名、J F E 関係者 4 名、コンサルタント 1 名の日程及び尋問事項並びに出頭要求を決定

平成 2 4 年度

日程	会議名	決定事項・協議内容
H24. 4. 11	委員会 (第 14 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営要領の変更 ・ 証人尋問 (第 1 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 重野 淳 氏 ② 佐原 良之 氏
H24. 4. 13	委員会 (第 15 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問 (第 2 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 土井 勝好 氏 ② 高田 徳一 氏 ③ 吉岡 庭二郎 氏
H24. 4. 18	委員会 (第 16 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問 (第 3 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 木原 保夫 氏 ② 佐藤 稔也 氏
H24. 4. 26	委員会 (第 17 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問 (第 4 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 久野 敦 氏 ② 大杉 仁 氏 ・ 重野 淳氏の再証人尋問 (5 月 18 日) を決定 ・ J F E に対し記録の請求を決定
H24. 5. 8	委員会 (第 18 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問 (第 5 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 松井 一晃 氏 ② 石河 是孝 氏
H24. 5. 18	委員会 (第 19 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問 (第 6 回) <ul style="list-style-type: none"> ① 吉次 邦夫 氏 ② 重野 淳 氏 ・ 奥村 寛氏 (6 月 4 日) の証人尋問を決定 ・ J F E の不提出の記録について、再度請

		求することを決定
H24. 6. 4	委員会（第20回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問（第7回） <ul style="list-style-type: none"> ① 奥村 寛 氏 ・ J F E 提出記録の確認、精査 ・ J F E の不提出の記録の再請求に対し、改めて提出できない旨の回答があったことについて今後の委員会で協議することとした
H24. 7. 2	委員会（第21回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ J F E の記録の不提出の理由について、正当な理由でないとまではいえないと判断した ・ 報告内容の検討
H24. 7. 18	委員会（第22回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告内容の検討 ・ 特別委員会議事録については、委員長の署名が終わったものから、随時公開することを決定
H24. 7. 26	委員会（第23回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告内容の決定

7 証人、説明員の出席等

(1) 出頭を求めた証人

法第100条第1項の規定により出頭請求した証人は、次表のとおり延べ14人である。

NO	出頭日時	証人	証言を求める事項	備考
1	H24. 4. 11 10:00	重野 淳氏	①第1回～第9回までの機種選定小委員会の経緯について ②応札条件について ③性能発注について ④発注仕様書について ⑤年間経費内訳書について ⑥入札について ⑦性能保証に関する覚書について ⑧性能保証に関する覚書(変更)について ⑨その他、上記に関連する事項	
2	H24. 4. 11 15:00	佐原 良之氏	①第1回～第9回までの機種選定小委員会の経緯について ②応札条件について ③性能発注について ④発注仕様書について ⑤年間経費内訳書について ⑥入札について ⑦性能保証に関する覚書について ⑧性能保証に関する覚書(変更)について ⑨その他、上記に関連する事項	

3	H24. 4. 13 10:00	土井 勝好氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本施設建設までの経緯について ②応札条件について ③発注仕様書について ④年間経費内訳書について ⑤性能保証に関する覚書について ⑥性能保証に関する覚書(変更)について ⑦本格稼働後のトラブルについて ⑧補強工事(追加工事)について ⑨コスト性能について ⑩操業人員、薬品使用量、維持補修費について ⑪変更覚書締結後のいきさつについて ⑫裁判に訴えた経緯について ⑬その他、上記に関連する事項
4	H24. 4. 13 13:30	高田 徳一氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本格稼働後の状況について ②J F Eとの折衝について ③組合議会での答弁について ④その他、上記に関連する事項
5	H24. 4. 13 15:30	吉岡 庭二郎氏	<ul style="list-style-type: none"> ①第1回～第9回までの機種選定小委員会の経緯について ②指名審査委員会について

			③その他、上記に関連する事項	
6	H24. 4. 18 10:00	木原 保夫氏	<ul style="list-style-type: none"> ①性能保証に関する覚書について ②性能保証に関する覚書(変更)について ③J F Eの対応の変化について ④施設の性能全般について ⑤ごみ質について ⑥ごみピットへの注水について ⑦本格稼働後のトラブルについて ⑧その他、上記に関連する事項について 	
7	H24. 4. 18 13:30	佐藤 稔也氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本施設に関する経歴について ②機種選定小委員会に提出された資料について ③発注仕様書について ④応札条件について ⑤年間経費内訳書について ⑥契約設計図書について ⑦実施設計図書について ⑧性能保証に関する覚書について ⑨性能保証に関する覚書(変更)について ⑩予備性能試験について ⑪引き渡し性能試験について ⑫本格稼働後の状況について 	補佐人 箭内 隆道氏 (弁護士)

			<ul style="list-style-type: none"> ⑬補強工事について ⑭改善改良工事について ⑮これまで、J F Eが負担した金額（年度毎） ⑯その他、上記に関連する事項について 	
8	H24. 4. 26 10:00	久野 敦氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本施設に関する経歴について ②機種選定小委員会に提出された資料について ③発注仕様書について ④応札条件について ⑤年間経費内訳書について ⑥契約設計図書について ⑦実施設計図書について ⑧性能保証に関する覚書について ⑨性能保証に関する覚書（変更）について ⑩予備性能試験について ⑪引き渡し性能試験について ⑫本格稼働後の状況について ⑬補強工事について ⑭改善改良工事について ⑮これまで、J F Eが負担した金額（年度毎） ⑯その他、上記に関連する事項について 	補佐人 有賀 隆之氏 (弁護士)
9	H24. 4. 26 14:00	大杉 仁氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本施設に関する経歴について ②発注仕様書について ③応札条件について ④年間経費内訳書につい 	補佐人 箭内 隆道氏 (弁護士)

			<ul style="list-style-type: none"> て ⑤契約設計図書について ⑥実施設計図書について ⑦性能保証に関する覚書について ⑧引き渡し性能試験について ⑨本格稼働後の状況について ⑩補強工事について ⑪改善改良工事について ⑫これまで、J F Eが負担した金額（年度毎） ⑬その他、上記に関連する事項について 	
10	H24. 5. 8 10:00	松井 一晃氏	<ul style="list-style-type: none"> ①本施設に関する経歴について ②発注仕様書について ③応札条件について ④年間経費内訳書について ⑤契約設計図書について ⑥実施設計図書について ⑦性能保証に関する覚書について ⑧引き渡し性能試験について ⑨本格稼働後の状況について ⑩補強工事について ⑪改善改良工事について ⑫これまで、J F Eが負担した金額（年度毎） ⑬その他、上記に関連する事項について 	補佐人 有賀 隆之氏 (弁護士)

11	H24. 5. 8 14:00	石河 是孝氏	<ul style="list-style-type: none"> ①経歴について ②本施設とのかかわりについて ③本施設の基本的な欠陥について ④予備性能試験について ⑤引き渡し性能試験について ⑥本格稼働後のトラブルについて ⑦その他、上記に関連する事項 	
12	H24. 5. 18 10:00	吉次 邦夫氏	<ul style="list-style-type: none"> ①機種選定について ②入札について ③性能保証に関する覚書について ④性能保証に関する覚書(変更)について ⑤本格稼働後のトラブルについて ⑥J F Eとの折衝について ⑦組合議会における答弁について ⑧その他、上記に関連する事項 	
13	H24. 5. 18 14:00	重野 淳氏	<ul style="list-style-type: none"> ①応札条件から年間経費内訳書に至る当時の川崎製鉄とのやりとりについて ②性能保証に関する覚書作成の過程及び締結日時について ③性能保証に関する覚書(変更)の協議内容について 	

14	H24. 6. 4 10:00	奥村 寛氏	①性能保証に関する覚書 (変更)に至るまでの経過 について	補佐人 有賀 隆之氏 (弁護士)
----	--------------------	-------	-------------------------------------	------------------------

(2) 出席を求めた説明員

県央県南広域環境組合議会委員会条例第18条の規定により出席を求めた説明員は、次表のとおりである。

NO	日時	説明員	説明内容	備考
1	H23. 12. 19 10:00	組合事務局長	甲第37号証の1～甲第42号証の 2 (記録の説明、質疑)	
2	H24. 1. 12 10:00	組合事務局長	甲第43号証～甲第55号証(記録 の説明、質疑)	
3	H24. 2. 22 10:00	組合事務局長	甲第1号証～甲第56号証 (記録 の説明、質疑)	

(3) 出頭、証言の拒否
なし

8 記録、資料の請求及び提出

(1) 記録の請求（地方自治法第100条第1項）

地方自治法第100条第1項の規定による記録の請求は、県央県南広域環境組合に対し8回、JFEエンジニアリング株式会社に対し4回記録の請求を行った。請求内容は、次表のとおりである。

① 組合関係

No.	請求した記録の請求	請求結果	備考
1	1 機種選定の参考として JFE（川崎製鉄）が提出した資料一式	提出	甲第 1 号証の 1～4
	2 機種選定小委員会の会議記録	提出	甲第 2 号証
	3 発注仕様書（第 1 章 総則 のみ）	提出	甲第 3 号証
	4 入札指名業者への応札条件	提出	甲第 4 号証
	5 年間経費内訳書（川崎製鉄）	提出	甲第 5 号証
	6 工事請負仮契約書（県央県南環境センター（仮称）建設工事）	提出	甲第 6 号証
	7 工事請負契約書（同上建設工事）	提出	甲第 7 号証
	8 性能保証に関する覚書	提出	甲第 8 号証
	9 実施設計図書	提出	甲第 9 号証
	10 性能保証に関する覚書（変更）	提出	甲第 10 号証
2	1 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 16 号証の 2）	提出	甲第 11 号証
	2 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 21 号証）	提出	甲第 12 号証
	3 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 22 号証）	提出	甲第 13 号証
	4 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 26 号証の 1）	提出	甲第 14 号証
	5 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 26 号証の 2）	提出	甲第 15 号証
	6 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 53 号証）	提出	甲第 16 号証
	7 平成 20 年（ワ） 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類（甲第 54 号証）	提出	甲第 17 号証

	8	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 55 号証)	提出	甲第 18 号証
	9	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 56 号証)	提出	甲第 19 号証
	10	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 57 号証)	提出	甲第 20 号証
	11	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 58 号証)	提出	甲第 21 号証
3	1	組合議会の議事録及び臨時議会の議事録 (請求箇所については委員長一任)	提出	甲第 22 号証
	2	同時期の新聞報道等 (2008 年 2 月 4 日、5 日も含む) でされた資料 <u>2008 年の J F E が総会で 500 億円規模の特別損失を処理した事の解る資料</u>	提出 (ただし、下線部は不存在)	甲第 23 号証
	3	応札条件 <u>覚書に係わった経過の解る資料と基礎になったデータ</u> <u>そしてその作成に参加した人達の状況の解る資料等</u>	提出 (ただし、下線部は不存在)	甲第 24 号証
	4	<u>見積発注仕様書の出来上がるまでの経過の解る資料とその基礎になるデータ等</u>	提出 (ただし、下線部は不存在)	甲第 25 号証
	5	川崎製鉄の応札条件に係る回答書	提出	甲第 26 号証
	6	組合の見積設計図書等の指摘事項	提出	甲第 27 号証
	7	川崎製鉄の見積設計図書等の指摘事項回答書	提出	甲第 28 号証
	8	川崎製鉄の建設工事に係わる質問事項	提出	甲第 29 号証
	9	組合の建設工事の入札に係わる質問に対する回答	提出	甲第 29 号証
	10	変更覚書 甲 10 の 1-1 記載関連資料、会議録 (締結前、締結後 協議日程表を含む)、契約設計図書等の資料と変更覚書の概要版	提出	甲第 30 号証の 1~4
	11	炉の予備性能試験、引渡性能試験等の報告、意見、鑑定書等の資料	提出 (ただし、下	甲第 31 号証の 1~2

		線部は 不存在)		
12	訴訟の主張整理書面、証拠説明書、相手方の主張の確認が出来る資料	提出	甲第 32 号証 の 1~2	
13	建設された炉の性能に関する意見書、報告書 鑑定書等の書面	不存在		
14	J F Eについては、変更覚書別紙罰則条項上、使用量が上回った原因が J F E の責によるものでないことを合理的に説明しなければならないとされていますが、その説明の資料又は意見書等	不存在		
15	指名審査委員会の経過の解る資料と会議録	提出(ただし、下線部は 不存在)	甲第 33 号証	
16	組合が管理業務等を委託していたコンサルタントで総合エンジニアリング(株)の平成 11 年~20 年までの委託契約内容等の解る資料	提出	甲第 34 号証	
17	組合は、最低制限価格を制定して入札を行われましたが、そのモデルになった施設はどこどこであったのか、その施設の内容の解る資料	不存在		
18	施設の改善、改良、補修という事で実施された工事で <u>実施される前に出された資料と それを完成した時に立ち合った人達に出された資料と組合に出された報告書等の資料と、その炉の管理している総合エンジニアリング、石河環境エンジニアリングの意見書等</u>	提出(ただし、下線部は 不存在)	甲第 35 号証 の 1~4	
4	1	機種選定小委員会に提出された機種決定に至るまでの比較検討資料	提出	甲第 36 号証 の 1~9
	2	応札条件を設けることとなった理由である「建設費用が下がっても運転費用がメーカーの言い値に押し切られ高騰してい	提出	

		る」という全国のごみ処理施設から入手した情報資料（甲第 17 号証 P. 2）		
	3	施設建設計画当時に全国のごみ処理施設等から取り寄せた建設費及び運転費に関する資料	提出	
	4	引渡性能試験時に総合エンジニアリングから提出された引渡性能に関する資料	不存在	
5	1	甲第 2 号証の第 2 回機種選定小委員会で、「視察研修を計画している。」と記載があるが、実際に研修を行った視察研修先、日付、メンバー、計画書及び報告書など一連の関係資料	提出	甲第 37 号証の 1～7
	2	甲第 2 号証の第 3 回機種選定小委員会で、「10 月初旬の名古屋方面視察研修後に小委員会の結論を出す。」と記載があるが、実際に名古屋に視察研修に行ったのであればその関係資料	提出	
	3	甲第 2 号証の第 4 回機種選定小委員会で、「委員会の決定事項を管理者に報告する」と記載があるが、当時、管理者に報告を行った資料	不存在	
	4	平成 14 年 8 月 27 日に行われた組合議員全員協議会で、機種選定小委員会委員長が説明を行った際の資料	提出	甲第 38 号証
	5	組合施設建設の入札当時、県内もしくは全国のごみ処理施設建設工事の公共事業の入札で、最低制限価格が設けられていたことが確認できる資料	不存在	
	6	著書で、1300℃以上の超高温で「溶かす技術では、炉内耐火物が持たない」と記載があるが、当施設が特別な技術があれば、それが確認できる資料。改修等をしているのであれば、その年月日、回数を確認できる資料	不存在	
	7	甲第 22 号証 平成 15 年第 1 回 (2 月) 定	提出済	甲第 36 号証

		例会 会議録中に「運転経費を灰溶融炉を含むストーカ炉方式とガス化改質方式で比較しますと、ごみ1トン当り費用でガス化改質方式が約30%安価となります」、「ストーカ炉方式でごみ1トンあたり1万357円、ガス化改質の方でごみ1トンあたり7,271円という結果からの約30%ということにいたしております」と当時の事務局長の発言があるが、その発言の根拠となった資料		の7
	8	甲第32号証の1の裁判証拠説明書中(甲第16号証-1~-3)の立証趣旨に「引渡に当って試験された性能は、9項目に限られ、所要役費などの経済的性能は後回しにされたこと」と記載があるが、その経済的性能の試験報告書	不存在	
	9	平成21年8月10日に組合議員全員協議会で、原告訴訟代理人から裁判の状況説明を行った時の会議記録	提出	甲第39号証
	10	平成17年4月1日の施設稼働開始以降、3ヵ年度の運転状況日報とトラブル等のデータを一覧表にした資料	提出	甲第40号証の1~2 甲第41号証の1~2 甲第42号証の1~2
6	1	これまで記録提出請求した文書の中に不存在との回答があるが、保存年限の確認のために組合で定めている文書の保存年限を規定しているもの	提出	甲第43号証
	2	甲第30号証の3で記録提出があった5回の会議録以外の変更覚書の打合せ会議録	不存在	
	3	平成20年(ワ)612号 損害賠償請求事件 証拠書類(甲第3号証)	提出	甲第44号証
	4	平成20年(ワ)612号 損害賠償請求事件 証拠書類(甲第7号証)	提出	甲第45号証

	5	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 12 号証)	提出	甲第 46 号証
	6	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 16 号証の 3)	提出	甲第 47 号証
	7	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 28 号証)	提出	甲第 48 号証
	8	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 30 号証)	提出	甲第 49 号証
	9	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 35 号証)	提出	甲第 50 号証
	10	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 36 号証)	提出	甲第 51 号証
	11	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 38 号証)	提出	甲第 52 号証
	12	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 39 号証)	提出	甲第 53 号証
	13	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 45 号証)	提出	甲第 54 号証
	14	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 47 号証)	提出	甲第 55 号証
7	1	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証拠書類 (甲第 51 号証)	提出	甲第 56 号証
8	1	予備性能試験要領書	提出	甲第 57 号証
	2	引渡性能試験要領書	提出	甲第 58 号証
	3	緊急作動試験要領書	提出	甲第 59 号証

② J F E 関係

No.	請求した記録の内容	請求結果	備考
1	1 応札条件の回答として、平成 14 年 10 月 22 日付で川崎製鉄 大阪支社支社長名で提出されている年間経費内訳書の提示金額を算定する際に用いた根拠データ	不存在	
	2 川崎サーモセレクト方式のパフレット (1999 年 3 月印刷) で当時の最新技術として、何を根拠として川崎製鉄がサーモ	不存在	参考資料として「技報」を提出

		セレクト方式を採用されたのかが解る資料		
	3	本施設に携わった J F E エンジニアリング(株)の社員（川崎製鉄社員を含む）の一覧表（当時の役職、氏名が確認できるもの及びその社員の現在の配属、役職等の状況が確認できるもの）	不提出	時期、人物等を特定し、再度請求した (No. 2-2)
	4	変更覚書の作成のために組合と行った打合せ会議録	不存在	
2	1	貴社の文書管理規程 ※請求補足：23 央南広組議第 26 号の記録提出請求中の(1)、(2)に対する貴社の 1 月 17 日の回答内容で、「弊社における文書管理規程上、保管義務が設定されている文書（資料）ではないことを申し添えます」との回答であったため、その事実の確認のため求めるもの。	提出	乙第 2 号証の 1~2
	2	平成 16 年 12 月 22 日付締結の変更覚書作成のために組合と行った打合せ会議及び変更覚書締結後に組合と行った変更覚書の内容解釈に関する打合せ会議（期間：平成 15 年 9 月～平成 20 年 6 月 別紙「覚書（変更）協議日程等一覧」を参照）に随時、出席していた貴社の社員(当時)である佐藤氏、久野氏、大杉氏、松井氏の氏名、当時の役職が確認できるもの及びその社員の現在の配属、役職、自宅住所等の状況が確認できるもの。 ※請求補足：上記記載の 4 名は、現在のところ証人尋問の候補者である。その決定の参考及び決定した際の出頭請求手続きの参考のため求めるもの。	提出	乙第 1 号証
	3	変更覚書に関して行った協議の内容を記載した打ち合せ会議録等の資料 ※請求補足：23 央南広組議第 26 号の記録提出請求中の(4)に対する貴社の 1 月 17	不存在	

	<p>日の回答内容で「議事録は組合弊社間で作成していませんので、提出することができません」との回答であったため、貴社独自で作成した会議録（期間：平成 15 年 9 月～平成 20 年 6 月 別紙「覚書（変更）協議日程等一覧」を参照）の提出を求めるもの。</p>			
4	<p>千葉の実験プラントで行ったガスエンジン発電のデモンストレーション時の実験データ一式</p> <p>※請求補足：1月17日の回答時に参考資料として、提供された J F E 技報 N o . 3（2004 年 3 月）の 23 ページ 「3.3 精製合成ガスの利用状況」の項中に「千葉プラント側に Table7 に示すような 1.5MW ガスエンジン発電を設置し、製鉄所に販売する燃料ガスの一部を使用して、ガスエンジン発電のデモンストレーション運転を実施した。」との記載がある。その時の実験データ一式の提出を求めるもの。</p>	不提出	参考資料として日本機械学会論文集(抄)を提出	
1	<p>県央県南クリーンセンター施設稼働後、貴社が負担した経費内訳</p> <p>※請求補足：平成 17 年度から平成 23 年度までに、貴社が負担した、県央県南クリーンセンターに係る経費内訳として、年度ごとの項目及び金額が確認できるもの。</p>	不提出	再度請求した (No. 4-1)	
3	2	<p>平成 16 年 12 月 22 日付締結変更覚書作成のために組合と行った打合せ会議（期間：平成 15 年 9 月～平成 1 6 年 12 月 別紙「覚書（変更）協議日程等一覧」を参照）に随時、出席していた貴社の社員(当時)である奥村氏の氏名、当時の役職が確認できるもの及びその社員の現在の配属、役職、自宅住所等の状況が確認でき</p>	提出	乙第 3 号証

		<p>るもの。</p> <p>※請求補足：貴社社員である久野氏の証人尋問時の発言により、上記記載の者は、現在のところ証人尋問の候補者である。その決定の参考及び決定した際の出頭請求手続きの参考のため求めるもの。</p>		
	3	<p>平成14年11月7日付で締結した県央県南環境センター（仮称）建設工事受注時の当時の担当者である藤田氏の氏名、当時の役職が確認できるもの及びその社員の現在の配属、役職、自宅住所等の状況が確認できるもの。</p> <p>※請求補足：貴社社員である佐藤氏、久野氏の証人尋問時の発言により、上記記載の者は、現在のところ証人尋問の候補者である。その決定の参考及び決定した際の出頭請求手続きの参考のため求めるもの。</p>	提出	
4	1	<p>県央県南クリーンセンター施設稼働後、貴社が負担した経費内訳</p> <p>※請求補足：平成17年度から平成23年度までに、貴社が負担した、県央県南クリーンセンターに係る経費内訳として、年度ごとの項目及び金額が確認できるもの。</p>	不提出	<p>本件についてJFEから「記録の再提出請求に対する回答書」が送付された</p>

(2) 記録の提出拒否

前表No.3-1及びNo.4-1で請求した記録の不提出について、JFEから現在、JFEと本組合の間で係争中の損害賠償請求訴訟において、本組合が本件と同じ記録の請求を求め、これに対し裁判所が未だ判断していない状況である旨の申出がなされているところ、本委員会は、正当な理由でないとまではいえないと判断した。

(3) 資料の請求

- ① 委員会運営の参考ため、過去に調査経験のある兵庫県高砂市議会 美化センターに関する事務調査特別委員会（平成15年12月22日設置）

の報告書及び委員会会議録について資料請求を行った。

No	請求先	内容	請求結果	備考
1	高砂市議会	美化センターに関する事務調査特別委員会（平成15年12月22日設置）の報告書及び委員会会議録	提出	

② 県央県南クリーンセンターとの比較のため、JFEが、同時期である平成17年に建設・稼働させた同種のサーモセレクト方式である岡山県倉敷市、徳島県阿波市及び埼玉県の3施設の運転状況について資料請求を行った。

No	請求先	内容	請求結果	備考
1	倉敷市	1 施設概要 2 運転関係 3 平成22年度実績	提出	運転状況調査表
2	中央広域環境組合	・ごみ処理量 ・用役費の使用量及び料金		
3	埼玉環境整備センター	・ごみ処理に係る年間経費 ・副産物量 ・その他		

(4) 書証

(1)及び(3)において提出された記録及び資料については次のとおり書証として整理した。

書証番号	内容	備考
甲第1号証 の1～4	機種選定の参考としてJFE（川崎製鉄）が提出した資料一式	
甲第2号証	機種選定小委員会の会議記録	
甲第3号証	発注仕様書（第1章 総則のみ）	
甲第4号証	入札指名業者への応札条件	
甲第5号証	年間経費内訳書（川崎製鉄）	
甲第6号証	工事請負仮契約書（県央県南環境センター（仮称）建設工事）	

甲第 7 号証	工事請負契約書 (同上建設工事)	
甲第 8 号証	性能保証に関する覚書	
甲第 9 号証	実施設計図書	
甲第 10 号証	性能保証に関する覚書 (変更)	
甲第 11 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 16 号証の 2)	
甲第 12 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 21 号証)	
甲第 13 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 2 2 号証)	
甲第 14 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 26 号証の 1)	
甲第 15 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 26 号証の 2)	
甲第 16 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 53 号証)	
甲第 17 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 54 号証)	
甲第 18 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 55 号証)	
甲第 19 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 56 号証)	
甲第 20 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 57 号証)	
甲第 21 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 58 号証)	
甲第 22 号証	県央県南広域環境組合議会 会議録 (抄) ※請求箇所については委員長一任	
甲第 23 号証	新聞記事 (日本経済新聞社:平成 20 年 2 月 4 日、5 日)	
甲第 24 号証	ごみ焼却施設建設工事見積書 (新日本製鉄、タ クマ、荏原、川崎製鉄)	
甲第 25 号証	ごみ処理基本計画 <概要版>	

甲第 26 号証	回答書 川崎製鉄	
甲第 27 号証	見積設計図書等の指摘事項 川崎製鉄	
甲第 28 号証	見積設計図書等の指摘事項に関する回答書 川崎製鉄	
甲第 29 号証	県央県南環境センター（仮称）建設工事の入札に係わる質問に対する回答 川崎製鉄	
甲第 30 号証の 1	県央県南環境センター（仮称）建設工事契約設計図書（抄）川崎製鉄	
甲第 30 号証の 2	工程会議（第 1 回～第 95 回）一覧表	
甲第 30 号証の 3	覚書（変更）協議日程等一覧、うち議事録 5 回分	
甲第 30 号証の 4	性能保証に関する覚書（概要版）	
甲第 31 号証の 1	県央県南環境センター（仮称）建設工事予備性能試験結果報告書 川崎製鉄	
甲第 31 号証の 2	県央県南環境センター（仮称）建設工事引渡性能試験結果報告書（抄）川崎製鉄	
甲第 32 号証の 1	訴状、証拠説明書 原告訴訟代理人弁護士	
甲第 32 号証の 2	答弁書 被告訴訟代理人弁護士	
甲第 33 号証	指名業者選定基準、県央県南広域環境組合建設工事指名審査委員会規程、ガス化溶解炉メーカー実績一覧	
甲第 34 号証	平成 11 年～20 年までの総合エンジニアリング（株）との業務委託契約書、仕様書	
甲第 35 号証の 1	県央県南クリーンセンター排水処理設備増設工事 契約書、仕様書、工事完成検査調書	
甲第 35 号証の 2	県央県南クリーンセンター液体酸素貯留気化装置設置工事 契約書、仕様書、工事完成検査調書	
甲第 35 号証の 3	県央県南クリーンセンター予備高温反応炉下部・均質化炉製作工事 契約書、仕様書、工事完成検査調書	

甲第 35 号証 の 4	シリカ除去装置設置工事 契約書、仕様書、工 事完成検査調書	
甲第 36 号証 の 1	機種選定小委員会（第 1 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 2	機種選定小委員会（第 2 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 3	機種選定小委員会（第 3 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 4	機種選定小委員会（第 4 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 5	機種選定小委員会（第 5 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 6	機種選定小委員会（第 6 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 7	機種選定小委員会（第 7 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 8	機種選定小委員会（第 8 回）に提出した資料	
甲第 36 号証 の 9	機種選定小委員会（第 9 回）に提出した資料	
甲第 37 号証 の 1	平成 11 年 7 月 7 日～10 日（神奈川県、千葉県、 埼玉県、東京都方面）出張伺	
甲第 37 号証 の 2	平成 11 年 8 月 2 日～5 日（埼玉県、東京都、神 奈川県方面）出張伺、復命書	
甲第 37 号証 の 3	平成 11 年 9 月 28 日（福岡県方面）出張伺、復 命書	
甲第 37 号証 の 4	平成 11 年 10 月 7 日～8 日（愛知県方面）出張 伺、復命書	
甲第 37 号証 の 5	平成 12 年 1 月 17 日～19 日（埼玉県、千葉県、 茨城県方面）出張伺	
甲第 37 号証 の 6	平成 12 年 8 月 23 日～24 日（愛知県方面）出張 伺、復命書	
甲第 37 号証 の 7	平成 13 年 7 月 25 日～27 日（岩手県、福岡県方 面）出張伺	
甲第 38 号証	平成 14 年第 2 回組合議会定例会（平成 14 年 8 月 27 日開催）後に開催された全員協議会会議	

	記録	
甲第 39 号証	平成 21 年 8 月 10 日開催の組合議会全員協議会 会議記録	
甲第 40 号証 の 1	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 68 号証)	
甲第 40 号証 の 2	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 69 号証)	
甲第 41 号証 の 1	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 70 号証)	
甲第 41 号証 の 2	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 71 号証)	
甲第 42 号証 の 1	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 72 号証)	
甲第 42 号証 の 2	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 73 号証)	
甲第 43 号証	県央県南広域環境組合文書管理規程 (平成 11 年 5 月 21 日訓令第 3 号)	
甲第 44 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 3 号証)	
甲第 45 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 7 号証)	
甲第 46 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 12 号証)	
甲第 47 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 16 号証の 3)	
甲第 48 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 28 号証)	
甲第 49 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 30 号証)	
甲第 50 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 35 号証)	
甲第 51 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 36 号証)	
甲第 52 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 38 号証)	

甲第 53 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 39 号証)	
甲第 54 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 45 号証)	
甲第 55 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 47 号証)	
甲第 56 号証	平成 20 年 (ワ) 612 号 損害賠償請求事件 証 拠書類 (甲第 51 号証)	
甲第 57 号証	予備性能試験要領書	
甲第 58 号証	引渡性能試験要領書	
甲第 59 号証	緊急作動試験要領書	
乙第 1 号証	証人尋問の候補者 4 名の氏名、当時の所属・役 職及び現在の所属・役職	
乙第 2 号証 の 1	J F E エンジニアリング株式会社 文書管理規 程	
乙第 2 号証 の 2	J F E 環境ソリューションズ(株)、環境エンジニ アリング本部、サーモセレクトプロジェクト部 文書管理基準	
乙第 3 号証	証人尋問の候補者 2 名の氏名、当時の所属・役 職及び現在の所属・役職	
運転状況調 査表	当施設との比較のため、J F E が、当施設と同 時期である平成 17 年に建設・稼働させた同種の サーモセレクト方式である岡山県倉敷市、徳島 県阿波市及び埼玉県の 3 施設の平成 22 年度の運 転状況資料	

9 調査の内容と結果

(1) ごみ処理基本計画について

平成11年当時、厚生労働省はダイオキシン対策として広域化による大型焼却炉の導入を推し進めていた。これに伴い長崎県においても「長崎県ごみ処理広域化計画」が策定され、平成11年4月に当時の、2市15町において「県央県南広域環境組合」（以下組合）を設立した。組合では平成11年12月に「ごみ処理基本計画」を策定し計画施設規模を決定した。計画施設規模の算定は以下の通りである。

① 計画施設の規模の算定方式

計画施設規模は、平成10年4月8日厚生省通知衛環第33号「廃棄物処理施設整備費国庫補助金要項の取り扱いについて」により以下の式から設定する。

$$\text{整備規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

② 計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は計画目標年次における年間平均処理量の日量換算値とし、計画1人1日平均排出量（焼却処理の対象となるごみに限る。）に計画収集人口を乗じて求めた量に計画直接搬入量を加算して求めた量とする。という事で組合では、平成11年から平成26年までの組合におけるごみ量推計を出し、目標年次である平成21年の221.14 t/日を計画年間日平均処理量とした。

③ 計画施設の規模

施設の目標年次である平成21年度における施設規模を算出する。（廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画より）

- ・計画処理量：221.14 t/日
- ・実稼働率：0.767（=280日÷365日）
- ・調整稼働率：0.960（定数）

以上の設定条件により

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 221.14 \text{ (t/日)} \div 0.767 \div 0.96 \\ &= 300.33 \rightarrow 300 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

- ・計画施設規模 = 300 t/日（100 t/日/炉×3炉）
- ・年間計画処理量（80,665 t）= 221 t × 365日

(2) 機種選定について

① 事実関係

組合は焼却炉の場所と機種を選定作業に当たって、それぞれに小委員

会を設置して選定作業に当たった。機種を選定については「機種選定小委員会」が平成11年7月3日に4名の委員（吉岡島原市長・古賀小長井町長・木下有明町長・松藤小浜町長）によって発足、互選により吉岡島原市長を委員長に選任した。以後9回にわたり「機種選定小委員会」が開催され、最終的に「熱分解ガス化溶融炉方式」が方式として決定され、平成14年10月11日に開催された「指名審査委員会」（首長6名）において指名業者6社（川崎製鉄、新日鉄、日本鋼管、タクマ、荏原製作所、日立造船）が決定された。以下9回にわたって開催された「機種選定小委員会」についての調査内容は以下の通りであった。

ア 第1回機種選定小委員会

- ㉞ 第1回機種選定小委員会は平成11年7月3日島原市役所で開催され、委員会で確認された事項は以下の通りである。
 - a 機種選定小委員会の役割は「機種を選定して管理者に報告するまで」とする。
 - b 小委員会の議決は満場一致とする。
- ㉟ 機種選定については、以下のような決定がなされた。
 - a 今までの実績を重視して選定したらどうか。
 - b 今回の施設を実証炉にしたいくはない。
 - c 入札で業者の決定を行う。
- ㊱ ごみ処理施設として採用が見込めるものとして5方式「ストーカ炉+灰溶融方式」「シャフト炉ガス化タイプ」「キルン式ガス化タイプ」「流動床ガス化タイプ」「ガス化改質式」が確認された。

イ 第2回機種選定小委員会

- ㉞ 第2回機種選定小委員会は平成11年8月4日に諫早市東京事務所で開催され、この段階では機種選定は時期尚早、視察研修を重ねて、10月頃、その結果を持ち寄って検討することを申し合わせた。
- ㉟ この段階で「性能発注方式」が検討された。

ウ 第3回機種選定委員会

- ㉞ 第3回機種選定小委員会は平成11年8月16日に諫早市役所で開催された。この小委員会にコンサルタント（総合エンジニアリング4名）が出席して、炉のそれぞれの利点・欠点が述べられた。
- ㉟ 平成11年8月時点で、100t/日以上稼働施設は8社・22施設あり、その内、ストーカ炉の5社が公正取引委員会の排除勧告が出ている事を確認した。但し、この時点で入札する訳ではなかったため、直接的にどう対応するか協議されなかった。

エ 第4回機種選定小委員会

⑦ 第4回機種選定小委員会は平成11年11月5日に愛野町役場で開催された。小委員会で吉岡委員長は千葉県・川崎製鉄所の実証炉を視察した結果として、委員長報告で「実証炉ではあるけれども、300t/日以上施設である。実証実験後も処理施設として稼働するという事なので、機種選定の対象としていいのではないかと報告した。

⑧ 委員長報告に特に異論はなく、この時点で「ガス化改質式」について機種選定の対象として共通認識が共有された。

オ 第5回機種選定小委員会

⑦ 第5回機種選定小委員会は平成12年4月17日に組合事務室で開催された。小委員会にメーカーヒヤリングの結果が資料として組合事務局より提出され報告された。内容は以下の通りである。

a メーカーヒヤリングの目的は、機種を学習・理解するためのものであった。

b 9社が参加し、個別にヒヤリングを行った。川崎製鉄のサーモセレクト方式についても実施した。メーカーによっては複数回ヒヤリングを実施した。

c メーカーヒヤリングは事務局とコンサルタントが協力して行い、コンサルタントの助言を受けながら調査結果総括表を事務局が作成した。

d メーカーヒヤリングの結果として「各社見積設計内容一覧表」「調査結果総括表」が事務局によって作成された。

e 「調査結果総括表」の中で、ガス化改質式については工程とか信頼度で不安が残ると評価された。

カ 第6回機種選定小委員会

⑦ 第6回機種選定小委員会は平成12年10月10日にグランドパレスで開催された。委員会で確認された事実関係は以下の通りである。

a 機種については機種選定小委員会の答申を受けて、最終的には管理者が決定する。

b 小委員会では機種ではなく方式、つまり、「ストーカ+灰溶融炉方式」か「熱分解ガス化溶融炉方式」にするか、どちらかにするということを決めようと確認した。

キ 第7回機種選定小委員会

⑦ 第7回機種選定小委員会は平成12年10月13日に諫早市内ホテルで開催され、以下の事実確認と決定がなされた。

- a 方式としてガス化溶融炉方式を選定した。
- b 厚生労働省へ施設整備計画を提出するに当たっては、機種を決定しておく必要があり、ガス化溶融炉を採用する場合は、指針外施設として厚生労働省と協議する必要があった。
- c 方式の選定にあたっては最終処分場を持たない組合としては「ストーカ炉+灰溶融炉方式」以外の方が良いとの認識があった。

ク 第8回機種選定小委員会

- ㊦ 第8回機種選定小委員会は平成14年5月7日に島原市役所で開催された。確認された事実関係は以下の通りであった。
 - a 小委員会にガス化溶融炉の事故などの新聞記事が紹介されたが、海外（ドイツ）の問題でゴミ質とか気象条件も全く違うので、新聞報道については知っていたが機種選定の重要課題にはしなかった。
 - b 内焼却炉の問題として、ダイオキシン対策ばかりが強調されて何が何でもガス化溶融炉にしなければならないとの風潮がある。同時に各種実証データは一流技術者によるチャンピオンデータであり、疑問が残るとの学者・専門家の指摘に対してもあまり問題として認識しなかった。
 - c 当時、ダイオキシン対策と同時に最終処分場の確保について非常に苦労しており、そういう意味から次世代型焼却炉という事で、うまくいけば非常に優れた焼却炉であるとの認識があった。
 - d 直接溶融炉で100t/日以上の実績が既にある会社である事。ガス化改質方式で100t/日以上で稼働している会社であることなどが確認された。

ケ 第9回機種選定小委員会

- ㊧ 第9回機種選定小委員会は平成14年8月12日に諫早市内ホテルで開催された。それぞれの長所・短所で比較を行い最終的に「熱分解ガス化溶融炉方式」に決定された
 - a 長所・短所
 - ・ 「ストーカ炉+灰溶融方式」は長期間、ゴミ処理技術の主流。技術蓄積があり安全性、安定性の面で優れている。排ガス処理工程が長く、価格的には高価。
 - ・ 「熱分解ガス化溶融炉方式」は、燃焼温度が高い、熱回収効率が良いなど環境型社会に適合。開発されて間もないため稼働実績、受注実績とも少ない。
 - b 比較

- ・ 建設費、運転経費で「熱分解ガス化溶融炉方式」が安価。
- ・ ダイオキシシン類排出量で「熱分解ガス化溶融炉方式」が約1／8と低い値。
- ・ 電力において「熱分解ガス化溶融炉方式」が優位。

② 本委員会における検討内容

- ア 第1回機種選定小委員会で共通意見としての、実績を重視して選定してはどうか、今回の施設を実証炉にはしたくないといった共通意見が出されていたにもかかわらず、最初から全く実績がなかったガス化改質式が採用候補の5方式の中に入っていたのは不可解である。
- イ 第4回機種選定小委員会の委員長報告で、川崎製鉄所の視察報告をされているが、この視察は機種選定小委員会の正式な視察報告書にも記載がなく、管理者にも相談がなく行われた視察を小委員会で報告された。
- ウ 採用の条件として、一日100t以上の実稼働施設の建設実績、又は、一日100t以上の受注実績があることとあったにもかかわらず、平成11年9月に建設された川崎製鉄所の実証炉と同機種を選考対象として、追加された。
- エ 第5回機種選定小委員会でメーカーヒヤリングの結果として作成された「各社見積設計内容一覧表」「調査結果総括表」に出ている川崎製鉄所のデータと本格稼働後の実績とがあまりにも乖離しすぎている。メーカーヒヤリングの際に川崎製鉄所が出された数値は裏づけがあったのか疑わしい。
- オ 第8回機種選定小委員会に提出された資料にドイツのシーメンス社のガス化溶融炉の事故の新聞記事が紹介されていた。わが国では三井造船が既に導入をしており、すでに福岡県八女市と愛知県豊橋市で設置を進めていたが、本契約を延期して調査を開始するなどきちんと受け止めていたが、本組合としても、しっかりとした調査を行うべきであったと思う。
- カ 「調査結果総括表」の中で、ガス化改質式については工程とか信頼度で不安が残ると評価されたにもかかわらず、選考対象として残った事は解せない。
- キ サーモセレクト社が建設したドイツのカールスルーエの施設が平成11年12月に事故を起こした記事が「週刊金曜日」で紹介をされている。元管理者の吉次氏の証言では、「小委員会の方で調べたとは思いますが。」と証言をされているが、もっと徹底した調査をすべきだったと思う。

- ク 組合に提出された川崎製鉄のサーモセレクト方式の資料の中に、ドイツのカールスルーエの施設を紹介し、すでにドイツ国内4か所で採用されるとあり、稼働中としてカールスルーエ、建設中としてアンスバッハ、スイスのテチーノ、承認待ちとしてドイツのハナウとヘルテンと紹介されていた。しかし第8回機種選定小委員会開催の前の平成12年8月にドイツのハナウが認可差し止め、平成12年9月にスイスのテチーノがキャンセル、平成13年6月にアンスバッハが契約破棄ということで、第7回機種選定小委員会から第8回機種選定小委員会まで時間的余裕も十分あり検討の余地はあったものと思われる。
- ケ 「熱分解ガス化溶融方式」の中で、「ガス化改質式」だけは全く実績もなく、ドイツにおいても契約破棄、キャンセルなどが相次いでおり、しっかりとした調査をすべきであったと思う。
- コ 当時の時代背景、特にダイオキシンの問題、また最終処分場の問題があり、川崎製鉄から提出された資料を見ると、機種選定小委員会としては「熱分解ガス化溶融炉方式」の候補の中に、「ガス化改質式」を加えたものと思われる。
- サ 当時、国（旧厚生省）は、ダイオキシン対策として広域化して大型焼却炉の導入を推し進めていた、また、焼却炉についても「ごみ処理施設の次世代型」としてガス化溶融炉へ誘導していた。
- シ 機種選定小委員会については議事録が存在せず、メモであったために、肝心の部分で証言が得られず、不十分な追及にならざるを得なかった。また、13年の時が経過しており、証人の記憶もあいまいな部分が多く、きちんと証言を引き出すまでには至らなかった。
- ス 第1回の機種選定小委員会で委員会の方向性・性格の骨格ともいえるべき重要3項目を決定している。注目すべきは「入札によって機種を選定する」という入札方式まで言及している事である。これは当時、国、県が「施設整備計画書」に盛り込む焼却炉について、「機種を選定」と指導していた事に対して、「機種ではなく方式を決定して、機種の選定は入札でなければ市民の理解は得られない」として相当の押し問答があり譲れない一線として入札による機種の選定を選択した事は評価できる。

(3) 発注仕様書について

① 事実関係

- ア 平成14年8月にコンサルタントの総合エンジニアリングの協力のもと、県央県南環境センター（仮称）建設工事「発注仕様書」として

完成。今回の処理施設については、性能発注方式を行っており、組合が求める施設の処理能力・性能について「発注仕様書」として、処理施設メーカーに提示している。記載された主な内容は以下の通りである。

- ㉞ 公称能力として、指定されたゴミ質の範囲内で300t/24hの処理能力を有することとする。
- ㉟ 計画ごみ目標年次（平成21年度）における計画ごみ、低質ごみ1, 100kcal/kgから高質ごみ2, 800kcal/kgの間で基準ごみ2, 000kcal/kgとする。
- ㊱ 炉数は1炉、1日、100tの3炉とする。
- ㊲ 炉の形式はガス化溶融方式又はガス化改質式とし各社の方式とする。
- ㊳ 保証事項として、「本施設の処理能力及び性能はすべて受注者の責任により確保されなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、当局の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。」と責任施工を記してある。
- ㊴ ごみ処理能力の保証事項として、「指定されたゴミ質の全ての範囲について24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足すること。」と記してある。

(4) 応札条件について

① 事実関係

ア 応札条件は、処理施設を建設当時、処理施設を建設したメーカーに運転をしてもらう事になると、運転経費がメーカーの言い値になるということから、運転経費を規定する方法として、組合とコンサルタントにより考えだされた手法であり、当時あまり例を見ない方法であった。平成14年4月15日に「応札条件に係わる資料の提出依頼」を組合から見積業者4社に依頼をし、平成14年5月1日「応札条件に係わる回答書」として提出を求めた。用役費や人件費を含め取り組み可能な形での平均的費用から応札条件が取りまとめられ、平成14年10月15日に組合から指名業者6社に提示をされた。記載された主な内容は以下の通りである。

- ㉞ 用役費の総額は年間1億7,746万3千円以内を基準とする。
(2,200円/t×80,665t)
- ㉟ 残渣物埋立処分費又は業者委託処分費の総額は年間8,066万

5千円以内を基準とする。(1,000円/t×80,665t)

- ㉞ 引き渡し後15年間の維持補修費は年間平均2億円以内を基準とする。
 - ㉟ 施設運転人件費は年間2億1,700万円以内を基準とする。
 - ㊱ 以上の年間経費の総額が、年間6億7,500万円以内に収まるように、各経費の調整がなされる事を前提とする。
 - ㊲ 応札する場合は、ごみ焼却施設の年間平均経費が6億7,500万円以内に納まるよう経費の内訳書を提出すること。以上の提出される年間経費は保証事項となる。
 - ㊳ 受注者は契約に当たり、別紙に示す「性能保証に関する覚書」を当局と取り交わすことを前提とする。
 - ㊴ 以上の応札条件の全てを満たす事ができない場合は、指名競争入札参加指名通知を取り消すこととする。
- ② 本委員会における検討内容
- 組合側の意図としては、平成21年度予測の管内のごみ排出量と平均的なごみ質を提示し、この処理経費が6億7,500万円以内で収まることであり、組合の運営としては当然の考え方であったと思われる。

(5) 年間経費内訳書について

- ① 事実関係
 - ア 平成14年10月15日の組合側からの応札条件に対し、平成14年10月22日に川崎製鉄大阪支社長名で組合側に提出されたもので、記載された主な内容は以下の通りである。
 - ㉞ 用役費は、基準ごみで年間処理量80,665tを前提条件とし1億7,547万円である。
 - ㉟ 残渣物埋め立て処分費又は業者委託処分費は年間887万円である。
 - ㊱ 維持管理費は前提条件として運転開始から15年間、保証期間5年で、年間2億4,118万8千円である。
 - ㊲ 人件費の総額は年間1億6,100万円である。
 - ㊳ ごみ処理施設の年間経費は5億8,652万8千円で、ごみ1tあたりの経費は7,271円である。
 - ② 本委員会における検討内容
- 双方の証人の証言から、応札条件に対し、川崎製鉄は応札条件の6億7,500万円に近い数字で提出したものの、組合側の指摘で再提出したとのことである。組合側の証言では、応札条件の根拠となるメーカー

聞き取りの段階では、5億8,700万円の数字を提示し、入札前に変更する根拠を求めたところ、聞き取りの段階での数字を提出したとの事であった。川崎製鉄（JFE）の認識は当初より違っていたと推察される。川崎製鉄側は運転コストについては、実際の稼働以降に詰めるべきものとの考えで、それまでの稼働実績実例を持たない中で、経費試算されたのではないかという疑問が残る。つまり、入札参加を優先し、処理コストについては希望的な努力目標又は、機械性能の過大評価のもとで対応した感がある。

(6) 入札について

① 事実関係

ア 平成14年10月30日指名業者6社による入札が行なわれた。調査した主な内容は以下の通りであった。

㊦ 10月30日に予定価格調書作成が行なわれ、設計額が182億8,029万円、予定価格が162億6,947万円、最低制限価格が138億2,905万円であった。

㊧ 入札の結果は、日本鋼管が143億5,000万円、川崎製鉄が140億円、荏原製作所が135億7,150万円、日立造船が134億2,500万円、タクマが122億6,000万円、新日本製鉄が121億で応札し、最低制限価格が138億、2,905万円という事で、140億円で応札した、川崎製鉄が落札した。

㊨ 予定価格の調書作成と最低制限価格の決定を、事務局から複数の数字を提示してもらって、管理者（吉次諫早市長・当時）が入札当日組合事務所の会議室で管理者一人で決定した。

㊩ 吉次証人は、最低制限価格の設定に対して、地方自治法上認められており、また、あまり安くても品質に問題があり、そういう諸々の事を考えて導入した旨、証言した。

㊪ 会計検査院による講評において、「最低制限価格を設けるには合理的理由が必要」との指摘を受けた。

㊫ その後の発注工事の入札（東・西リレーセンター、余熱利用施設のんこの温水センター）において最低制限価格は設けなかった。

② 本委員会における検討内容

最低制限価格を設けた事については、入札の前提として指名業者について「指名審査委員会」において、一流企業6社を厳選している。更に検査においての指摘その後の改善状況を考えると最低制限価格を、設け

る必要があったのか疑問が残る。

(7) 性能保証に関する覚書について

① 事実関係

ア 県央県南環境センター（仮称）建設工事の契約にあたり、組合と川崎製鉄株式会社大阪支社との間で、ガス化溶融施設の性能を担保するため、入札指名業者への応札条件及び見積内訳書に基づき、ガス化溶融施設の性能確認に対し、覚書を交わすものとした。平成14年12月2日付けで組合管理者と川崎製鉄株式会社大阪支社長との間で締結された。記載された主な内容は以下の通りである。

㉞ 本施設の保証期間は正式引き渡しの日より5年間とする。また、前記期間に拘わらず川崎製鉄の故意または重大な過失により生じた瑕疵について、瑕疵担保期間は15年間とする。瑕疵と判断された場合には、川崎製鉄は無償で保証する責を負うものとする。

㉟ 本施設の用役費・副産物再利用経費・維持補修費・運転管理人件費の総額は年間平均5億8,700万円以内とする。

㊱ 組合は前項の金額について、物価上昇、ごみの変動（計画ごみ質の範囲）があった場合は、同金額の20%を上限として増加を認めることとする。

㊲ 罰則については、応札条件に示す年間平均総経費の保証事項は毎年度末に検証し、超過と判断された超過経費分については川崎製鉄の負担とするものとする。

② 本委員会における検討内容

ア 性能保証に関する覚書は、応札条件に文案が示してあり、落札メーカー全てに対応できるように落札メーカーの年間経費内訳書の提示額を記入する事で完成し、締結できるものである。契約締結後、速やかに覚書の締結を行うべきもので、検討を要する作業などは考えられない。事実、契約締結直後の平成14年12月2日付けの締結となっており何ら疑問の余地はないものと考えていた。

イ 覚書の原案になかった追加された文章、覚書の前文最後の「なお、可及的速やかに実施設計の内容を踏まえ、本覚書の項目・内容を追加、修正後、性能保証に関する覚書（変更）を締結するものとする」とあり、契約直後から変更を前提とするところに疑問が残った。これに対する説明として、実施設計の内容を踏まえ、ガスや電気の供給条件等を含め、より正確で細かな精算方法（精算ルール）を作り上げていくために、覚書で示した金額を具体的な用役量で規定することとし、覚

書の変更について、組合・J F E 双方合意したとの事であった。

ウ J F E 佐藤証人の証言では、覚書の協議は、平成15年秋又は16年頭までかかったとの事であり、J F E 証人の全員が若干の時期のずれはあるものの、書類に残る平成14年12月から大幅に遅れ、川崎製鉄が日本鋼管との合併後 J F E という新会社となった以降の締結との証言があった。しかし組合の証言では公式文書が示す通り、平成14年12月の起案で川崎製鉄からの文書返送の遅れがあったものの平成14年度内には、事務的処理は終えていたとのことで、証言のくい違いが見られた。文書的には組合の証言が正当と思える。

エ なぜ締結が遅れたのかとの問いには、J F E は組合の都合との証言のみで明確な理由の説明がなかった。もし、J F E の主張どおりに覚書締結が遅れたとするなら、考えられる理由は、年間経費に関する考え方について、組合と川崎製鉄の合意に至らず、前述の変更覚書締結を覚書において明記することでの合意に至ったものと推察される。しかし、これは J F E の主張の期日を前提としており、日付けにくい違いがあっても本調査目的に影響を受ける内容とも思えず、公文書の日付を持って判断する事が妥当と思う。

(8) 性能保証に関する覚書（変更）について

① 事実関係

ア 組合と J F E エンジニアリング株式会社とは、県央県南環境センター（仮称）におけるガス化溶融施設の性能を担保するために、組合と川崎製鉄株式会社との間で締結された性能保証に関する覚書に定める諸条件について、本施設の実施設設計の内容を踏まえ変更するとし、平成16年12月22日に組合管理者と J F E エンジニアリング株式会社九州支社長との間で締結され、おもな変更内容は以下の通りである。

㊦ 覚書と以下の書類（工事請負契約書、実施設計書、会議議事録、発注仕様書、契約設計図書、応札条件に関わる資料の提出依頼書、入札指名業者への応札条件及び指摘事項回答書、入札に関わる質問に対する回答書）との間に矛盾、齟齬などがある場合は、本覚書の規定が優先するものとし、各書類間に矛盾、齟齬がある場合は号数の若い者の規定が優先するものとするものとして書類間に優先順位が付けられた。

㊧ 前提条件として、用役、運転経費及び維持補修費の補償の対象範囲は、本施設の処理能力に直接関わるもののみとし、基準ごみ（2, 000 kcal/kg）で年間80, 665 tを処理する事を前提と

する文面が加えられた。

- ㉗ 用役に関しては金額で規定したものを量に置き代えて、その保証に関しては別紙に各用役毎、また罰則についても、ごみ質、及びごみ処理量の変動などに対する保証範囲に対し、具体的内容を定めた。
- ㉘ 運転経費及び維持補修費の保証については、3年ごとに精算及び見直しを行い、この3年間の総額を14億6,100万円以内とするということで、毎年の見直しを3年ごとに変更された。
- ㉙ 搬入されるごみの量、質が前提条件と異なる場合において、罰則などの規定は適用されないという規定（免責規定）が加えられた。

イ 変更覚書の協議は、平成15年9月から平成16年12月まで、19回にわたり行われている。JFE側は担当者の入れ代りがあり、契約担当として奥村氏から久野氏に引き継がれている。組合側は、事務局長の交代はあるものの、重野課長は、一貫して協議に関わっており、JFE側の認識でも組合側の主務担当と考えていたと思われる。

② 本委員会における検討内容

ア 組合重野氏の証言においては、金額から量への変更は、実施設計書の作成に合わせ、より具体的な精算ができるように進められたもので、基本的内容は、応札条件、覚書の考えを踏襲するものであるとの組合の認識が示された。また、JFE証人も金額から量への変更は、変動するごみ質・ごみ量に対応する経費は、薬剤・LNG・電気等の変動単価も考慮し、用役量による精算が必要であったとの証言があり、組合・JFE双方合意のもとに協議が進められたと判断出来た。この考え方自体は、いたって合理的な精算ルールと判断できるが、それまでの、応札条件から覚書までの金額による年間経費の考えが、大きく変更されたことも事実である。

イ JFE佐藤氏の証言によると、当初より年間経費を金額で示すことへの疑問があったようであり、JFEとしては、覚書の締結時にはこの考えを持って、交渉に臨んでいたようである。入札参加の為には年間経費内訳書の提出が前提となっていたため、とりあえず出した金額の数字であったとも推察される。その根拠としては年間経費内訳書の経費は、年間処理量80,665t、ごみ質2,000kcal/kgに限ったものとの主張が繰り返されたが、ならば仮に年間処理量80,665tかつ2,000kcal/kg通りならば年間経費内訳書の金額で確実に処理できるという証言はなかった。

ウ 年間処理量80,665tかつ2,000kcal/kgという基準ごみそのものが存在しない（作り出せない）事は明白であり、JFE

E証人の多くが認めたところである。また、前述の年間経費内訳書の項に述べたように、その金額が絶対的な根拠のある数字であったとは思えない。処理量80,665 tかつ2,000 kcal/kgのみが保証の前提となるとの主張は、JFE久野氏のみが行っており、他の証人は、変更覚書の解釈として、用役量が「用役量の具体的保証内容」で示した量を上回る場合は、JFEの責任となる事を認めている。この考え方に基づいて算出される経費は、組合が当然請求できるものと解釈できる。つまり、変更覚書の免責規定については、当時の関係者の考え方を反映した文面となっていないという結論に至った。

エ JFEとしては、応札条件・年間経費内訳書及び覚書までの経費の考え方ではなく、用役量に基づく経費を組合とJFE間で協議し負担を決めていくべきとの主張と解釈できる。当初の想定以上に経費がかかっているという組合の基本認識と異なり、JFEは、この程度の処理経費がかかるのが当然であるとの主張と受け取れる証言もあったが、変更覚書の精算ルールに従い負担が決められるということでのくい違いはないものとする。

オ 協議の中で、処理経費や保証される責任の範囲について、特に免責規定については、当然説明されるべきものであるが、組合の全ての証人が、協議の中でその説明はなかったと言っている。組合としては不利な条件となりかねない条項であるため、説明があれば反論し、協議記録として残って当然のことであるが、明確な記録が残っていない。JFE担当者は、正式協議では行わなかったかもしれないが、再三にわたり説明を行い、その結果として変更覚書の締結が行なわれたと主張している。協議の記録は、組合に残るのみで、JFEの証言を裏付けるものはない。しかし、保証事項について協議された記載もあり、回数を重ね、文案が固まる中で、全く説明も、質問もなかったこと自体不自然と思える。もしこれが事実ならば、組合側の変更覚書締結手法の稚拙さ・無用心・不注意の責は免れない。また、同様に組合として、最もよるべき根拠となる契約関係文書（応札条件・年間経費内訳書・覚書等）の位置づけが、変更覚書の中で意図的とも思えるように、明確に否定されており、これに気づかないまま交渉協議を行ったこと責任は重い。

カ しかしながら、組合側の本意は、関係4市の円滑なごみ処理と負担となる処理コストをいかに抑えていくかということであり、発注仕様書・応札条件・覚書の一連の考え方において明確に示されている。特に処理コストについて、応札条件の中で、年間平均6億7,500万

円以内でという考えは、管内4市の一般廃棄物（家庭系ごみ）のごみ質・ごみ量を精査し、応札メーカーの聞き取りなど十分に行ったうえで、提示した数字と理解できる。組合担当者としての変更覚書締結に至るまでの一連の対応については高く評価できるが、変更覚書に関する協議の詰め甘さ、特に、解釈に誤解を生じる免責規定の押入や、この文書等の公表の遅れ等は、組合に反省を促すべき指摘事項といえる。

(9) 予備性能試験について

① 事実関係

- ア 平成16年10月8日から試運転が開始され、12月4日に火入れ式があり、平成17年2月21日から3月9日までの16日間にわたり、期間中1炉運転連続24時間の試験が10日間連続で行われた。
- イ 予備性能試験は、引渡性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を確保するため行われた。計測、試料採取はJFEと第三者機関が行ない、確認立会は組合とコンサルタントで行われた。
- ウ 処理能力の確認については、「定格の一日100tを安定して処理できる事を確認しました」と報告書には記してある。
- エ 基本性能の確認結果についてはすべての項目で合格と判定されている。
- オ 試験期間中のごみ質については、島津テクノロジーのごみ質検査報告書によると、3月6日のごみ質分析で、高位発熱量約2,640 kcal/kg、低位発熱量約2,170 kcal/kgと報告されている。

(10) 引渡性能試験について

① 事実関係

- ア 予備性能試験に引き続き、平成17年3月17日から3月20日までの4日間に渡り、引渡後の性能を確保するため引渡性能試験が行なわれた。
- イ 実施日に先立ち3月16日から定格運転に入り、指定されたごみ質の全ての範囲について、計画量を満足する事を確認しましたと記してあり、合格と判定されている。
- ウ 引渡性能試験時の処理トン数は、3月16日 302t、3月17日 311t、3月18日 287t、3月19日 213t、3月20日 233tであった。

- エ 試験期間中のごみ質については、島津テクノリサーチの3月18日のごみ質検査報告書によると、高位発熱量が約2,690kcal/kg、低位発熱量が約2,190kcal/kgと報告されている。
- オ 重野証人が「試運転の際には、JFEのスタッフが重要箇所には何人も徹夜で張り付いて24時間の稼働をしている状態が試運転です。本稼働ではJFEのスタッフがかなり抜けたし、事務室でも私を含んで何人かの詳しい者も抜けましたので、本稼働は大変だろうと認識していた」と証言している。

(11) 本格稼働後の状況について

① 事実関係

- ア 平成17年4月1日より2炉運転により、操業を開始したが、処理量が計画を下回ったため、4月5日にJFEに3炉運転を要請、組合高田証人の証言では「3炉体制にするには、人を増やす必要がありそのためには金もかかる、本社と協議させてほしい。」との大杉所長の回答があった。4月15日にはごみピットからごみが溢れ出したため3炉運転の3度目の要請を行った。
- イ 4月19日の16:00頃から3炉運転開始、4月1日から4月18日までの2炉運転期間中のごみ処理量は、計画ごみ量240tに対し193tと極めて少ない。
- ウ 4月30日には2回の停電事故が発生したため、精製ガス量が不足し、ガスエンジンが停止した。買い電量過大が停電の原因であった。
- エ 3炉運転にもかかわらず処理量が伸びていない。4月19日から5月22日までの処理量は計画ごみ量300t/日に対し、207t/日と極めて少ない。このため、長崎市へ受け入れを要請し、6月27日から8月12日までの期間2,538tのごみを搬送した。
- オ 9月5日ごみピット壁から酸素PSA室（ピット高13.3m）へ汚水漏れを確認した。9月6日のごみ処理状況報告会において、大杉所長が廃水投入を認める。9月7日からごみピットから汚水を抜き取り、バキューム車により外部へ持ち出した。その期間および数量等の報告はあっていない。

② 本委員会における検討内容

- ア 本格稼働後も連結管の詰まりやジャケットからの水漏れなど様々のトラブルが発生した。主なトラブルは以下の通りである。
- ㊦ 炉頂ガスダストの閉塞については、炉の出口であるガスダクトにガス中に飛散している熔融した飛灰が付着固化し、ガスのスムーズ

な通過を阻害し、頻繁に運転停止となった。

- ㊦ 熱交換器類の閉塞については、冷却するための循環水中でシリカやカルシウムなどの不純物が濃縮して熱交換器内やポンプ配管内部などに固着したため、装置の停止を余儀なくされ、ごみ処理量の低下を招いた。
- ㊧ P S A酸素製造装置の故障については、設備の配管に付属した切り替えバルブが頻繁に故障し、しばしば設備が停止した。このバルブは特殊な製品であり、代替品に取り替えるのに時間がかかったため、ごみ処理量の低下を招いた。
- ㊨ ごみ圧縮プレスの故障については、圧縮プレスの鉄板や取り付けボルトがしばしば破損した。これは設計時の設計考慮不足が原因と考えられる。
- ㊩ 炉水冷壁の水漏れについては、天然ガスを設計レベル以上に供給、燃焼させた事により、炉の熱負荷を増大させ炉壁耐火材の熱焼損を発生させた。このため水冷壁に亀裂が入り水漏れが発生、さらに炉壁を損傷するという事態になり、しばしば炉の補修のため設備を停止し、ごみ処理量が減少した。
- ㊪ P S A酸素発生装置の能力不足については、3炉運転に必要なかつ十分な酸素発生能力を有する装置を設計しなければならないのに、2炉運転に必要な酸素発生装置しか設計しなかったように思える。実際、酸素発生装置の数量が見積設計図書の時点では、各炉それぞれに1基設ける予定であったが、契約設計図書の段階で炉の具体的な基数を記入せず、基数を一式とし、実施設計の段階で1基を省略し2基としている。実施設計の段階で組合からP S A酸素発生装置の基数の見直しを指摘されたにもかかわらず、能力的に問題ないとして2基設置されている。しかし、本格稼働後の3炉運転では、酸素が大量に不足し購入されている。補強工事の中の液体酸素貯留気化設置工事は、この事に起因している。改善改良工事後の2炉運転が常習化している今日、液体酸素貯留気化装置は、ほとんど使用されていない。当初から、300t/日処理に対応できる酸素発生装置を設置すべきであった。
- ㊫ 塩製造設備の能力不足については、運転開始以来、当初から取り付けていた設備では能力不足となり1系列を増設した。
- ㊬ ごみピットへの廃水投入については、元コンサルタントの石河証人の証言によると「設計上の考慮不足からシリカ除去設備がなかったため循環水のシリカ濃度が高まり、処理に困ったために、ごみピ

ットに廃水を投入した。その量は、約5,000tとみられる」とのことであった。JFE証人、大杉所長も廃水投入を認める証言があった。また、廃水投入によるさまざまな弊害、システム障害は運転開始後2年半にも及んだと思われる。

㊦ 非常用発電設備のラジエーターファンに50ヘルツ仕様のものが設置されていた事については、本来、九州地区は、60ヘルツ仕様のものを設置しなければならないのに、間違っ取り付けられていた。平成18年9月17日の台風13号による停電時に、この設置ミスが発覚した。

イ 本格稼働後のトラブルの原因として「ごみ量の多さ」とともに、「運転技術者の経験不足」を挙げたJFEの証人もいたが、試験に合格すれば、本格稼働も順調にいくものと考えるのが、普通と考える。重野氏の証言では「試験の時のJFEのメンバーは建設に携わった詳しいメンバーで、運転する分は、運転する職種で雇われたメンバーですので、その辺の認識のずれがあったりするので、頑張っ頂かないと厳しいと思っおりました」と証言されているが、本来ならば本格稼働後も順調に稼働するまでは、責任を持つて対応すべきと考える。性能保証という契約方法からしても無責任と言わなければならない。

ウ 重野証人は組合設立と同時に愛野町から組合へ出向し、総務課長、企画課長を歴任し本稼働する直前の3月まで勤務していた。施設に関してこれほど詳しい職員はいないのに、本稼働と同時に雲仙市に配置転換された。順調に稼働するまで、その知識、経験を生かさせるべきではなかったかと思う。

(12) 補強工事について

① 事実関係

ア 本格稼働後の処理量不足の対策として、4施設の補強工事が平成17年12月15日から、平成19年3月30日までかけて総額約3億3,500万円かけて行われた。それぞれの工事の内容については以下の通りである。

㊦ 排水処理設備増強工事は、平成17年12月15日から平成18年3月27日にかけて、塩RO膜フィルタ、RO膜薬液循環ポンプ、RO膜差圧計、塩RO膜保護フィルタ、塩原水クーラー、塩水ヒータ循環ポンプ、塩シール水予備プレート、塩擬沈用塩素ポンプ、塩水供給ポンプ、調整弁設置工事などが、3,979万5千円で行われた。

- ④ 液体酸素貯留気化装置設置工事は、平成18年4月10日から平成18年5月31日にかけて、液体酸素貯留槽× 1槽、液体酸素加圧器 × 1基、液体酸素気化器× 2基、電気設備工事などが、3, 832万5千円で行われた。
 - ⑤ 予備高温反応炉下部・均質化炉製作工事は、平成18年9月1日から平成18年10月31日にかけて、高温反応炉下部× 1基、均質化炉× 1基の設置工事を6, 930万円で行われた。
 - ⑥ シリカ除去装置設置工事は平成19年1月5日から平成19年3月30日にかけて、シリカ除去装置設置工事一式が8, 715万円で行われた。
- ② 本委員会における検討内容
- ア 補強工事という名目ではあるが、工事内容や経費から考えれば本格的な工事である。本格稼働後わずかの期間にこれだけの工事をしなくてはならなかった事は、当初からの設計ミスか、施設の不備に原因があると指摘しない訳にはいかない。
 - イ 工事費用をめぐって、組合は「当初から備えておくべき設備であったのだから、JFEが負担すべき」と主張し、JFEは「ごみ量が想定より大幅に多かったため、設備が必要になったのであり、組合が負担すべき」と主張し、違いがある。しかし、発注仕様書や他の関連図書どおり、1日で1炉100t、3炉で300tの性能が発揮できていればこういう事態にはならなかったと思われる。

(13) 改善・改良工事について

- ① 事実関係
 - ア 処理量不足の対策として行われた補強工事であったが、処理能力向上はあまり効果が見られなかった。用役使用量の削減と安定的に2炉で240t/日～260t/日処理を達成すべく、平成19年6月23日から平成20年3月23日の間で3号炉、2号炉、1号炉の順に炉下部水冷化範囲拡大、ごみプレス油圧シリンダ、ごみプレス分割投入化、連結管つまり対策の工事がJFEの費用負担で行なわれた。
 - イ 改善・改良工事によって2炉で240t/日～260t/日のごみ処理が安定的に処理できるようになった。2炉運転が常態化したため、酸素の補充が不要になった。
- ② 本委員会における検討内容
 - ア 改善改良工事によってごみ処理量は安定的に推移するようになったが、コスト性能については、依然達成されていない。LNGの使用量

は以前より少なくなったとはいえ相変わらず多い。平成20年度ではごみ1 t当たりの使用量が実施設計図書では、2,000 kcal/kgのごみで、ごみ1 t当たり16.9 kgに対し、1,653 kcal/kgのごみではあるが41.6 kgとなっており、約2.5倍となっている。その理由は説明されていない。

イ 本施設でのPSA酸素発生装置は、酸素発生量を適切に制御する機能を有していない。この装置の電力消費が想定外に大きく、プラント全体の消費電力増大の原因となった。これは、PSA酸素発生装置では、必要に応じ酸素発生量を調節する機能がなく、常に全負荷で運転されるため、無駄な電力消費につながっているためである。酸素は、LNGの燃焼に利用されており、LNGの大量使用が影響しているものと考えられる。また、酸素製造に莫大な電力を要するために、電気使用量が大幅に超過している原因ともなっており、2炉運転時は、余分に酸素を製造し、捨てている状況であり、電力の無駄が多くなっている。

ウ JFEは、この施設を動かすコストについてどのくらいかかるのかについて、本当はつかめていなかったのではないかと考える。「覚書(変更)」においても、前提条件のもとでは、電気使用量と発電量は相殺し、実質電気はいらないとなっている。また、平成20年3月期に、JFEは、国内4か所で自治体向けに納入したサーモセレクト方式のガス化熔融炉プラント事業に、500億円規模の特別損失を計上している。納入先の自治体と結んだ操業・保守請負契約のコストが予想以上に膨らんだために、今後17年にわたって生じる損失を損失引当金として一括計上した。操業・保守のコストが受注時の見込みより大幅に膨らみ、今後も赤字を出し続ける事が確定的となったためとしている。

エ 元コンサルタント石河氏の証言では、ごみ搬入量の増加は計画の1.8%の増加にすぎないのに、契約設計図書や実施設計図書に比べLNGの使用量が数倍になっているのはなぜかという質問に対し「JFEが思っていた以上に、あちこちにLNGを使う場所があり、設計上の考慮不足と思う。これからもこの施設であればLNGが減ることはあまり期待が持てない。当初からJFEは、今の量ぐらいのLNG量は考えておくべきだった。」とあり、JFEの見込み違いが指摘されている。

オ 工事を行った理由を、JFEの松井証人は「通常1年間の稼働においては1カ月間の点検を行う。それが17年、18年は大量のごみ処理があったためできなかった。そのため19年に工事を行った」と説

明した。ごみ量が多かったのは確かだが、数%の単位の多さであり理由にはならない。

(14) 組合への指摘事項

機種選定から本格稼働までの数々の問題点について証人喚問を通して真相解明に努めてきたが、情報の開示が不十分であったりした事で誤解を生んだり、事実確認ができずに全体的に明らかにする事ができなかった部分も多かった。その原因として、時間の経過という空白も大きな壁となったが、次の点を指摘しなければならない。

① 議事録の不存在

「機種選定小委員会メモ」での追及では核心の部分で、確信的証言を得るための追及ができなかった。また、「覚書(変更)」について、契約相手や第三者などメーカーとの話し合いは議事録を残す事が鉄則であり、議事録が存在しなかったこともあって、組合、JFEの証言がくい違った際も、結論にあたって記録による確認ができず、推測に頼らざるを得なかった。真相究明のための鋭い追及に至らなかった事は痛恨の極みである。

② 本格稼働に至る経過について

本来、契約成立後の正式な引渡しについては、本格稼働後、一定の試用期間を設けるのが常識であり、引渡に当たっての試験データが本格稼働後も機能するのか検証すべきであったと考えられる。契約成立に当たっては、ガス化改質式熔融炉に全幅の信頼を寄せ万一のリスク管理を含めて、トラブルが発生した時の対応が不十分であった為に、他自治体に一時的に支援を要請したり、焼却炉の必要な改修・改良工事が思うようにできなかった。

稼働直後の初期トラブルは、当然想定すべきもので、前日まで稼働していた旧施設については、コスト面の考慮は必要なものの、一定期間予備炉として、稼働可能な体制をつくっておくべきであった。

③ 市民の知る権利と組合議会との信頼関係の為の情報開示

本格稼働後のトラブルや「覚書(変更)」などが一定期間、市民や議会に公表されなかったことは、いたずらに無用の不信と混乱を招いた。この事に対し、組合当局の責任は重大である。基本的に全ての情報が開示され、市民や組合議会との信頼回復に向けて、文書規定の改定を始め、市民の知る権利を保証しその代弁者たる組合議会に対しては、今回の教訓を生かして信頼回復に努めるべきである。

④ 施設の運転管理への組合関与については、やはり、運転管理の中に、組合側から職員を一人でも入れて運営すべきであったと思う。

(15) 総括

① 機種選定から入札に至るまで

機種選定当時の状況を考えると、ダイオキシン対策が最優先課題であり、国が指導する広域化計画に沿って進められていた。そもそも組合自体が、この広域化計画に基づき設立された組織であり、ダイオキシンを出さない、適正なごみ処理を行いうる規模を想定しつくられた自治体の連合組織である。設立当初からの目標が、ダイオキシンを出さない施設であり、また、最終処分場の必要がない、従来のストーカ炉から一步先に行く処理施設建設を目指していたことは容易に推察できる。機種選定委員会においても、早い段階からガス化溶融炉導入の方向は、コンサルタントのアドバイスもあり規定路線として進んでいたと考えられる。しかし、機種選定小委員会の集約は、1方式（ガス化溶融方式）の決定であり、入札の結果として現在のガス化改質式（サーモセレクト式）のガス化溶融施設がきまった。特に、サーモセレクト方式は、ガス化溶融炉の中でも最新式といえるもので、当時のセールス資料等を見ても、最終処分場の必要がなく、コストも安い次世代型の炉として注目を浴びていた。反面、最新式であり、当時国内での処理施設の実績も最も少ない機種であった。このサーモセレクト方式もガス化溶融炉という大きなくくりの中で、入札候補機種のひとつとなったのは、時代背景や組合設立の趣旨から考え、当然の帰結であったと推察する。ただ、入札時点において、国内外での同様機種の事故や実績、ガス化溶融施設そのものへの批判等について、もう少し検討及び配慮の姿勢があったなら、違った展開をしていた可能性もあると思う。しかし、機種選定から入札までの経緯において、性能発注や応札条件等組合当局もコンサルタントの助言も受け、より良い施設の建設と妥当な処理コストでの運営に向けて最善の努力を行おうとしていたことはうかがえる。入札については、指名審査委員会において、一流企業6社を厳選していることから、最低制限価格の設定について、その必要性があったか疑問が残る。

② 契約から竣工に至るまで

川崎製鉄が落札し、工事が始まるが、契約直後に結んだ覚書の内容は、本来組合が望む施設そのものであり、年間処理コストに関しても疑問の余地のないものであった。ただし、J F E 証人佐藤氏の証言によると、契約当初より変動するごみ量、ごみ質において、年間平均6億7,500万円という金額での精算は合理的でない事を、意識していたようである。組合、J F E 双方の合意により、金額から量への変更というより具体的な精算のルールを作り上げることを目指したのが変更覚書と思われる。しかし、免責規定（基準ごみ量・ごみ質と異なる場合は、罰則規定は適用されない）

については、当時の関係者の意図や考えを反映した文面になっておらず、解釈次第では超過経費に関し、J F Eの責任範囲を、極めて限定的なものと受け取れる内容となっており、誤解を生じる原因となった。この件については、組合担当者として、変更覚書協議の際に、十分に検討・検証を行い、最終的には覚書等契約関連の文書については、細心の注意を払い、法的な専門家等の意見を踏まえて締結すべきもので、看過の責は重大といえる。この時の組合側事務局の交渉担当者においては、応札条件が契約の根本であり、大企業であるJ F Eは、誠意を持って対応するであろうとの安易さがあったのではなかろうか。今回J F E証人からも、「変更覚書の内容に従い、量に置き換えて定めた用役量を越える部分については、J F Eの責任になる」との証言もあっており、誠意ある対応をJ F Eに求めたい。また、組合としては、変更覚書が議会に提出されたのは、変更覚書締結後3年3カ月も経過したのちの事であり、いかなる理由があったにせよ、締結後速やかに公開すべきであった。

③ 本格稼働後の状況

ア 本格稼働後のトラブルについては、J F Eとしても想定外のものであったようであるが、これが、このような施設における単純な初期トラブルとして捉えるのか、施設そのものの構造的・能力的な欠陥に由来するものなのかについては、判断の分かれるところである。改善・改良工事後は、処理能力としては順調に稼働しているようである。稼働直後のトラブルについて、J F E証人のほとんどが、その原因として、「想定を超えるごみ量の搬入とごみ質の問題、施設のメンテナンスができなかった」との証言があったが、引渡性能試験において全てのごみ質において計画処理量300t/日の処理ができていたのであれば、当然本格稼働後もその能力を発揮すべきである。また、稼働直後の著しく低い処理量（4月19日から5月22日までの3炉運転時の平均処理量が207t/日であった。）や大量のピット内への廃水の投入等を考えると、到底単純な初期トラブルの域を超えるものだと判断せざるを得ず、竣工時は、処理能力として完成品とは言いがたいものであったと考える。また、100条委員会の中でも、元コンサルタントの石河証人は「これだけ稼働当初から多くのトラブルが起こることは、施設の設計自体に欠陥があったと言える。」と証言されており、元管理者の吉次証人も証言の中で「この施設が欠陥品という事になる。」と証言されていることから、組合が負担している補強工事の経費についてもJ F Eが負担すべきものと考えられる。また、本格稼働後のトラブル等については、組合議会および市民に対し、速やかな情報の公開

がなされるべきであったと判断する。

イ 処理能力については、現在、地域内のごみを順調に処理しており、稼動直後のようなトラブルの報告はない。しかし、平成17年度から19年度における処理コストにおいては、当初組合が想定していた処理経費の2倍近くである。当時の川崎製鉄から提出されていた資料によると、電気については「発電効率が高いため、売電が可能である。」LNGについても、「ごみそのものが持つエネルギーで溶融が可能のため外部エネルギーは必要としない。」といった内容の記載があった。平成17年度から19年度までの超過経費計算書を見ても、応札提示額と実績の乖離が大きく、電気で約8倍から13倍、LNGは、約5倍から6倍となっている。このようなことから組合が支払っている超過経費についてもJFEが負担すべきと考える。

10 調査経費

(1) 予算額 (単位：円)

区 分	H23	H24	計	備考
計	5,000,000	5,000,000	10,000,000	
報酬	770,000	1,155,000	1,925,000	
職員手当	698,000	665,000	1,363,000	
旅費	1,545,000	768,000	2,313,000	
需用費	536,000	600,000	1,136,000	
役務費	32,000	33,000	65,000	
委託料	1,399,000	1,779,000	3,178,000	
使用料及び賃借料	20,000	0	20,000	

(2) 決算(見込) (単位：円)

区 分	H23	H24	計	備考
計	2,556,234	2,713,089	5,269,323	
報酬	698,000	614,000	1,312,000	
職員手当	382,952	473,790	856,742	
旅費	203,260	708,885	912,145	
需用費	390,151	200,138	590,289	
役務費	6,960	31,940	38,900	
委託料	874,911	684,336	1,559,247	
使用料及び賃借料	0	0	0	

※内訳は資料5のとおり

1 1 その他

(1) 弁護士への顧問事務委託

ごみ処理施設に関する調査のため、次に掲げる弁護士と顧問事務委託契約を締結した。

① 弁護士 牟田 伊宏 氏（諫早市幸町7-27 明日香ビル2階）

② 顧問事務の範囲

- ・委員会運営に関し、法律相談を行うこと
- ・委員会に出席し、指導及び助言を行うこと
- ・書類作成等に関し、指導及び助言を行うこと
- ・その他委員会運営に関し必要な事項

③ 委託期間

- ・平成23年10月27日～平成24年3月31日
- ・平成24年4月1日～平成24年8月20日

(2) 書記の派遣

委員会の事務手続き等委員会運営に関し、先例地に書記を派遣し、委員会の事務手続き等委員会運営に関する研修を行った。

日程	研修先	派遣人員	備考
H23. 9. 28	周南市 議会事務局	1名	
H23. 9. 30	田川郡東部環境衛生施設組合議会	2名	

資料

- 1 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議
- 2 ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を変更する決議
- 3 ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議
- 4 運営要領
- 5 決算（見込）内訳

動議

ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を変更する決議

ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を7名とする。

平成23年8月22日

県央県南広域環境組合議会

ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議

下記により、ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議案を提出します。

記

平成24年度におけるごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査に関する経費は、500万円以内とする。

(提案理由)

平成23年8月23日に設置したごみ処理施設に関する調査特別委員会の平成24年度の調査経費について、地方自治法第100条第11項の規定により議会の議決が必要のため、この決議案を提出する。

平成24年2月13日

県央県南広域環境組合議会 議長 並川 和則 様

- 提出者 県央県南広域環境組合議会議員
- 賛成者 県央県南広域環境組合議会議員

西口 雪天 (印)
 柴田 安宣 (印)
 松永 隆芳 (印)
 笠井 良三 (印)
 上田 篤 (印)
 河川 康則 (印)
 田添 政継 (印)



ごみ処理施設に関する調査特別委員会運営要領

1 目的

この要領は、ごみ処理施設に関する調査特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

2 議決内容

平成23年8月22日に県央県南広域環境組合議会において議決された「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議」の内容は、次のとおりである。

(1) 調査事項

本議会は地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

① JFEエンジニアリング株式会社による県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関することについて

(2) 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び県央県南広域環境組合委員会条例第4条の規定により、委員7名からなるごみ処理施設に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

(3) 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

(4) 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(5) 調査経費

本調査に要する経費は本年度、500万円以内とする。

3 委員会の開催場所等

委員会の開催場所等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の開催場所 大会議室

(2) 証人等の控室 特別会議室

(3) その他 必要に応じて委員会で決定する。

4 基本的事項

委員会の運営における基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議は、原則として公開とするが、必要に応じて秘密会とすることができる。
- (2) 傍聴人による撮影及び録音は、原則としてこれを許可する。ただし、証人尋問及び参考人招致の際は、事前に証人及び参考人から意見を聴き、委員会で決定する。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

5 調査の期間

おおむねひと月に2回開催するものとする。

6 組合に対する資料、記録等の請求

組合に対し資料、記録等の提出を求める場合は、次のとおりとする。

- (1) 検査又は調査のため提出を求める資料、記録等は、すべて委員会で決定する。
- (2) 前号の規定により提出を求める資料、記録等が決定したときは、委員長は、記録の提出並びに調査事項の照会書（様式1）により、管理者に提出期限の1週間前までに請求するよう、議長に申し出る。

7 組合に対する出席説明の要求

組合に対し資料等について説明を求める場合は、次のとおりとする。

- (1) 検査又は調査のため、管理者、副管理者及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者（以下「説明員」という。）に対し、説明のため出席を求める場合は、すべて委員会で決定する。
- (2) 前号の規定により出席を求める説明員が決定したときは、出席説明要求書（様式2）により、出席を求める日の1週間前までに請求するよう、議長に申し出る。

8 選挙人その他の関係人に対する記録の請求

選挙人その他の関係人に対し記録等の提出を求める場合は、次のとおりとする。

- (1) 検査又は調査のため提出を求める記録は、すべて委員会で決定する。
- (2) 前号の規定により提出を求める記録が決定したときは、委員長は記録の提出並びに調査事項の照会書（様式1）により、選挙人その他の関係人に対し提出期限の1週間前までに請求するよう、議長に申し出る。
- (3) 提出された記録の取り扱いは、提出者の意見を聴き、委員会で決定する。

9 選挙人その他の関係人に対する証人の出頭請求

- 選挙人その他の関係人に対し証人の出頭を求める場合は、次のとおりとする。
- (1) 検査又は調査のため出頭を求める証人並びに尋問事項は、すべて委員会で決定する。
 - (2) 前号の規定により出頭を求める証人が決定したときは、委員長は、証人出頭要求書（様式3）に尋問事項書（尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を添付し、選挙人その他の関係人に対し出頭を求める日の1週間前までに請求するよう、議長に申し出る。
 - (3) 尋問事項書には、できる限り、個別的かつ具体的に記載するものとする。
 - (4) 証人の補佐人（証人の権利を保護する観点から証人の求めに応じ、法律等に基づき助言を行う者をいう。）同伴の申出がある場合は、証人は、事前に補佐人同伴許可願（様式4）を提出し、委員会の許可を得るものとする。ただし、補佐人は、証人1人につき1人とする。
 - (5) 証人の年齢又は心身の状態その他の事情により付添い人（民事訴訟法（平成8年法律第109号。）第203条の2に規定する者をいう。）同伴の申出がある場合は、証人は、事前に付添い人許可願（様式5）を提出し、委員会の許可を得るものとする。ただし、付添い人は、証人1人につき1人とする。

10 証人尋問

証人尋問を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 委員会における証人尋問は、尋問事項書に基づき行い、証言を求める事項と無関係な尋問、威嚇又は侮辱的な尋問その他適切でない尋問は厳に慎むものとする。
- (2) 委員長は、証人に対し、宣誓の前に宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罪を告げるものとする。
- (3) 証人が宣誓するときは、委員長は、議場に在席する全ての者に対し起立を求めるものとする。
- (4) 尋問は、委員長又は担当委員が主尋問を行い、主尋問終了後他の委員が補足質問をすることができるものとする。ただし、補足質問は、事前に委員会の決定を受けたものに限る。
- (5) 尋問の時間は、1回につきおおむね2時間とする。
- (6) 証人は、原則としてメモ等の資料に基づいて証言を行うことは認めない。
- (7) 証人の補佐人及び付添い人は、その証人の陳述中、委員長若しくは委員の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。また、補佐人及び付添い人の席は、証人の後方とする。
- (8) 証人は、証人の補佐人に相談しようとするときは、委員長の許可を得る

ものとする。この場合において、補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。

11 参考人の出頭請求

参考人に対し出頭を求める場合は、次のとおりとする。

- (1) 検査又は調査のため出頭を求める参考人は、すべて委員会で決定する。
- (2) 前号の規定により出頭を求める参考人が決定したときは、委員長は、参考人出頭要求書（様式6）により出頭を求める日の1週間前までに請求するよう、議長に申し出る。

12 顧問弁護士

委員会における顧問弁護士の職務は、次のとおりとされている。

- (1) 委員会運営に関し、法律相談を行うこと
- (2) 委員会に出席し、指導及び助言を行うこと
- (3) 書類作成等に関し、指導及び助言を行うこと
- (4) その他委員会運営に関し必要な事項

13 その他

委員会の要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会で決定するものとする。ただし、軽易な事項については、委員長が決定することができる。

決算(見込)内訳

ごみ処理施設に関する調査特別委員会調査費決算(見込)

(単位:円)

節	予算額	決算(見込)額	不用額	備考
報酬	1,925,000	1,312,000	613,000	23回開催(第1回及び第10回は定例会時開催)
職員手当	1,363,000	856,742	506,258	書記時間外手当
旅費	2,313,000	912,145	1,400,855	23回開催(第1回及び第10回は定例会時開催) ・委員旅費 285,600円 ・証人旅費 577,605円 ・書記視察研修 48,940円
需用費	1,136,000	590,289	545,711	コピー代 525,327円 参考図書 12,100円 事務用消耗品 48,662円 視察時土産代 2,310円 証人尋問時飲用水 1,890円
役務費	65,000	38,900	26,100	メール便、切手代 38,900円
委託料	3,178,000	1,559,247	1,618,753	会議録調製業務 551,247円 顧問弁護士委託契約着手金 315,000円 顧問弁護士事務委託料 693,000円
使用料及び賃借料	20,000	0	20,000	
計	10,000,000	5,269,323	4,730,677	

平成23年度決算(見込)

(単位:円)

節	予算額	決算(見込)額	不用額	備考
報酬	770,000	698,000	72,000	13回開催(第1回及び第10回は定例会時開催)
職員手当	698,000	382,952	315,048	書記時間外手当
旅費	1,545,000	203,260	1,341,740	13回開催(第1回及び第10回は定例会時開催) ・委員旅費 154,320円 ・書記視察研修 48,940円
需用費	536,000	390,151	145,849	コピー代 327,813円 参考図書 12,100円 事務用消耗品 46,038円 視察時土産代 2,310円 証人尋問時飲用水 1,890円
役務費	32,000	6,960	25,040	メール便・切手代 6,960円
委託料	1,399,000	874,911	524,089	会議録調製業務 181,911円 顧問弁護士委託契約着手金 315,000円 顧問弁護士事務委託料 378,000円
使用料及び賃借料	20,000	0	20,000	
計	5,000,000	2,556,234	2,443,766	

平成24年度決算(見込)

(単位:円)

節	予算額	決算(見込)額	不用額	備考
報酬	1,155,000	614,000	541,000	10回開催(証人尋問7回)
職員手当	665,000	473,790	191,210	書記時間外手当
旅費	768,000	708,885	59,115	10回開催 ・委員旅費 131,280円 ・証人旅費 577,605円
需用費	600,000	200,138	399,862	コピー代 197,514円 事務用消耗品 2,624円
役務費	33,000	31,940	1,060	メール便・切手代 31,940円
委託料	1,779,000	684,336	1,094,664	会議録調製業務 369,336円 顧問弁護士事務委託料 315,000円
計	5,000,000	2,713,089	2,286,911	